

漁業に対する事業税の非課税 《事業税》

1. 特例の対象者

漁業者のうち主として自家労力を用いて行うもの及び小規模な水産動物植物の採捕事業(大型定置及び養殖業を除く)が対象となります。

(注)① 主として自家労力を用いて行う事業とは、事業を行う者又はその同居の親族の労力によって当該事業を行った日数の合計が当該事業の当該年における延労働日数の1/2を超えるもの

② 小規模な水産動物植物の採捕事業とは、無動力又は総トン数10トン未満の小型漁船を使用し又は使用しないで行う水産動物植物の採捕事業及び漁具を定置して行う水産動物の採捕事業
(こんぶ、あわび等の採捕、小型定置、地びき網漁業など)

2. 特例の内容

原則として漁業者の事業税は非課税

3. 適用期限

なし(恒久税制)

担当部署	農林水産省水産庁水産経営課税制班
お問い合わせ先	(代表)03-3502-8111(内線)6594 (直通)03-3502-8426